

**宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づく規制区域（案）についての  
パブリックコメント実施結果**

本市では、令和6年10月3日（木）から11月5日（火）までの期間、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づく規制区域（案）」についてのパブリックコメントを実施しました。寄せられた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を、以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

（１）意見総数 5件（1名）

（２）寄せられた御意見とそれに対する本市の考え方

※寄せられた御意見は、趣旨を変えない範囲で、簡素化又は文言等の修正をしています。

※「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づく規制区域（案）」以外の御意見につきましては、担当課にお伝えしています。

No.	御意見（要旨）	市の考え方
01	<p>今回、公開された規制区域(案)の図面の縮尺(1:100,000)が、大きすぎて、「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」の境界が判読できません。今後、この区域の指定によって、盛土規制法の効力が適用された場合には、様々な規制や法律に基づいた安全義務が求められることとなってくるとも重要な区域指定であると認識していますので、今住んでいたり、土地を所有していたり、事業を行っている人達にとって、どの区域に指定されるかは、とても重要なことです。もっと、区域境が判読できる縮尺の図面を公開して下さい。</p> <p>現在、同時に、香川県でも高松市を除いた市町において「盛土規制法に基づく規制区域(案)について」パブリックコメントが実施されていますが、香川県が公開している規制区域(案)は、県全体の図面は、縮尺250,000分の1で、市町ごとの図面は、縮尺100,000分の1と縮尺20,000分の1の図面を作成して、公開しています。この盛土規制法に基づく規制区域の指定に当たっては、香川県とも協議調整を行いながら実施しているものと思われませんが、高松市の作成している規制区域(案)の図面は、とても不親切で、この情報を受け取る市民目線の視点が欠落している様に感じます。もっと縮尺の大きい香川県が公表している縮尺20,000分の1の図面くらいは最低でも、高松市も公開して下さい。出来るなら</p>	<p>資料等の掲載につきましては、御意見を踏まえ、より分かりやすく掲載するよう努めてまいります。</p> <p>なお、規制区域につきましては、全市域を対象として、規制内容が異なる二つの区域に区分し、おおむね都市計画区域を含む、市街地や集落エリアを「宅地造成等工事規制区域」に、それ以外のエリアを「特定盛土等規制区域」として、規制区域（案）を作成しております。</p>

	<p>ば、『宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく造成宅地防災区域指定要領』に記載されている縮尺2,500分の1サイズの図面を公開して欲しい。</p>	
02	<p>公表されている図面の最下段に記載している注釈文について</p> <p>「(注)本図は、基礎調査の結果を踏まえた規制区域(案)を示したものであり、規制区域として効力を生ずるものではありません。」とわざわざ記載していますが、効力を発揮する際には、この図面の規制区域と異なる線引きを行うつもりなのではないか、とても不安になります。何の目的で、この注釈を記載しているのか、意図が伝わってきません。注釈の意図を教えてください。</p>	<p>規制区域は、公示することにより、区域が指定され、その効力を生じます。</p> <p>公表した図面は、「規制区域の候補区域」であり、公表の時点で規制区域として効力を生じているわけではないことに気を付けていただく必要があることから、当該注釈を記載しております。</p>
03	<p>同時に同じテーマ(盛土規制法に基づく規制区域(案)について)でパブリックコメントを実施しています香川県が公開している資料には、関係資料として、規制開始時期として、「規制区域の指定後、令和7年10月1日から規制を開始する予定としています。」と、盛土規制法の効力開始予定時期をお知らせしてくれていますが、高松市は、市民が知りたい情報である盛土規制法の効力開始予定時期のお知らせがありません。盛土規制法に基づく規制区域を指定して、法律の効力が開始されるまでの今後の手続きや効力を発揮させる為に必要となる各種手続き(条例の制定又は改正、実効性を持たせるための体制の構築)などのスケジュールと内容を公開して下さい。</p>	<p>規制開始時期については、パブリックコメント実施ページにおいて、規制区域の指定後、令和7年度下期から規制を開始する予定としていることを、掲載しておりました。</p> <p>また、公開中の盛土規制法の施行に係るページにおいても、規制開始時期について同様の掲載しております。</p> <p>具体的な制度内容や時期の詳細につきましては、香川県とも歩調を合わせ、公開してまいりたいと存じます。</p>
04	<p>R5.5.26付けの国交省・農林水産省・林野庁の連名で発出されています「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について(技術的助言)」で、「2.特に留意すべき事項」として、(1)法施行体制・能力の強化が、謳われています。高松市における体制と能力の強化をどの様に図っていくのか教えてください。</p> <p>国の通達で、留意すべき事項として、(2)不法・危険盛土等への対応が、謳われていますが、問題となるケースは、違法・不法に盛土を行う場合をテレビ等でも報道されていますが、住宅地の近くにいつの間、夜間にダンプトラックが大量の廃棄物などを積み上げていったというケースのように、行政が</p>	<p>本法の運用に当たり、本市においては、盛土規制法に係る許可等について建築指導課で行うとともに、農地担当部局、森林担当部局、廃棄物規制担当部局、環境担当部局のほか、警察等の関係部局と連携しつつ、盛土等の安全対策に取り組んでまいります。</p> <p>規制区域内における不法・危険盛土等への対応につきましては、規制区域を指定し、運用を開始することにより、これらの土地所有者等に対して、災害防止に向けた必要な措置を講じるための指導・勧告のほか、災害の発生リスクが大きいと認められる場合には、改善命令を行うなど、適切な対応を図ってまいりたいと存じます。</p>

	<p>知らない間に、現地で、大量の不法投棄が起こってしまった場合、住民からの通報窓口を設置してその連絡先を周知したり、定期的に巡回して不法投棄等が監視する体制等を構築したりするのか教えて下さい。</p>	<p>なお、不法投棄への対応につきましては、現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく業務の所管課において、監視パトロール等を行っております。</p>
05	<p>高松市や香川県が既に策定している分野別の各種計画や土砂災害警戒区域等との整合性は確認されているのか。また、確認した内容を今後、公表・説明するつもりはあるのか教えて下さい。</p> <p>高松市の各種分野別計画は、開発を促進して高松市を更に発展させていこうとするもので、盛土規制法は、どちらかというとな開発に対して一定の歯止めをかけようとする認識をしています。この両者の間で、矛盾や整合性が図られるのか気になっています。例えば、各種計画を進めていく上で、新たに盛土規制法の趣旨を踏まえて、この計画ではこういうことに留意する必要があります的なことも含めて、整理する必要があると思います。</p> <p>また、今回の盛土規制法に基づく規制区域指定の考え方は、土砂災害警戒区域の指定に似たような趣旨であると思われますが、これらの間には重複して規制区域を設定する必要がある様にも感じます。これらの図面を重ね合わせた図面を作成し、公表するつもりはあるのか教えて下さい。</p>	<p>規制区域（案）につきましては、国から示されております基礎調査実施要領（規制区域指定編）及び同解説を基に検討しております。</p> <p>解説において、土砂災害警戒区域の上流域や、土砂災害警戒区域等の土砂災害に係る危険箇所が存在する区域である「土砂災害発生の危険性を有する区域」については、当該区域内の土地において盛土等が行われた場合に、市街地等区域及び、その他の区域の居住者等に危害を生ずるおそれが特に大きいと考えられることから、特定盛土等規制区域の指定の対象区域とすることとなっており、その他の規制区域の指定の考え方等も踏まえ検討した結果を、規制区域（案）として公表したものです。</p>